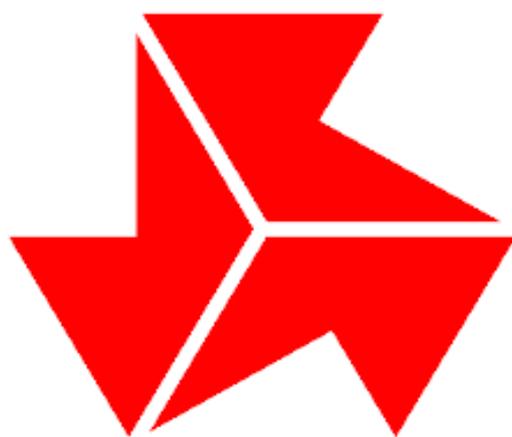


群馬県高等学校体育連盟主催大会等

# 危機管理マニュアル



群馬県高等学校体育連盟

# 群馬県高等学校体育連盟主催大会等 危機管理マニュアル<目次>

## はじめに

### 第1章 緊急事案発生に備えて

#### 1 緊急時対応の基本的な考え方

- (1) 対象とする緊急事案 1
- (2) 緊急事案に備えての事前確認 1
- (3) 運営本部の情報共有 1
- (4) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止 1
- (5) 大会の中止・中断及び再開等の協議・判断 2
- (6) 最終判断者 2
- (7) 報道機関への対応 2
- (8) 個人情報の取り扱い 2

#### 2 大会の中断・順延・中止等の決定 3

#### 3 大会実施の判断基準の目安 4

#### 4 緊急事案発生時における連絡体制図 6

#### 5 1日単位の競技運営の流れ 7

#### 4 避難誘導への対応

- (1) 避難経路の確認 12
- (2) 避難誘導方法の周知と体制の整備 13

#### 5 報道機関への対応

- (1) 報道対応への体勢づくり 13
- (2) 個人情報の取扱い 13

### 第3章 緊急事案発生後の対応

#### 1 事故報告書の作成・事故後の対応

- (1) 事故報告書 14
- (2) 負傷者への対応 14

#### 2 事故原因の究明及びマニュアルの評価改善

- (1) 事故の原因究明 14
- (2) 危機管理マニュアルの評価改善 14

### 第2章 緊急事案発生時の対応

#### 1 傷病者への対応

- (1) 負傷者 8
- (2) 熱中症 8
- (3) 感染症 8
- (4) 食中毒 9

#### 2 自然災害への対応

- (1) 荒天 9
- (2) 地震 9
- (3) 火災 10

#### 3 会場での対応

- (1) 不審物等 11
- (2) 交通事故 12
- (3) 撮影 12
- (4) 一般観客者等とのトラブル 12
- (5) 禁止行為等 12

#### 【様式・資料】

- 緊急対応報告書（様式1） 15
- 事故報告書（様式2） 16
- 傷病者発生における対応フロー 18
- 地震（震度4以上）における対応フロー 19
- 火災における対応フロー 20
- 不審物等における対応フロー 21
- 大会会場等における持込禁止物・禁止事項（参考） 22
- 群馬県高等学校体育連盟主催大会における個人情報の取り扱いについて 23

## はじめに

このマニュアルは、群馬県高等学校体育連盟主催大会等（以下、「大会」という）において、参加者、役員、観客（以下、「参加者等」という）に重大な被害が及ぶ恐れのある、火災、災害、事故や事件などのあらゆる危機に対し、未然に防止し、また、発生した場合に、的確かつ迅速な対応で被害を最小限に食い止めるため、必要な事項を定め、生命及び健康を守ることを目的とする。

## 第1章 緊急事案発生に備えて

### 1 緊急時対応の基本的な考え方

#### (1) 対象とする緊急事案

大会において、以下の緊急事案が発生した場合には、運営本部は現場において迅速に適切な対応を取るとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。

- ① 自然災害(大雨・暴風・大雪・地震等)が発生した場合
- ② 人的災害(火災・事故・食中毒・不審物等)が発生した場合
- ③ 傷病者が発生し、医療機関への搬送が必要な場合
- ④ その他大会運営に支障が生じる事案が発生した場合

#### (2) 緊急事案に備えての事前確認

- ① 運営本部は、大会の会場における危険箇所、避難経路・非常口、避難場所、消火器や屋内消火栓の設置場所及び使用方法の確認並びにAEDの設置場所及び使用方法の確認等を行うとともに、役員・係員・補助員等に周知する。
- ② 運営本部は、事件・事故の未然防止のため、大会の参加者等に対して避難経路の周知や、盗難防止、熱中症の予防などについて啓発活動を行う。
- ③ 運営本部は、大会の会場における警備体制（雑踏整備、盗難防止、撮影許可等）を整え、警察との連絡体制を整備する。
- ④ 運営本部は、仮設物等の会場設営について安全対策を十分に行う。（テント設営における強風対策等）
- ⑤ 運営本部は、大会の会場に救護所を設置し、救護所に救護担当者（教員等）、医薬品、医療器具等を配備する。
- ⑥ 運営本部は、役員・係員・補助員等の緊急連絡体制を整備するとともに、大会の中止・中断・順延等の措置を取る場合の判断の手順や参加者等への周知方法を決定しておく。

#### (3) 運営本部の情報共有

運営本部は、各種情報（気象・防災関連情報等）を収集し、情報を共有する。

#### (4) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

運営本部は、緊急事案が発生した場合、事実関係を確認の上、必要に応じて関係機関に通報して参加者等の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

**(5) 大会の中止・中断及び再開等の協議・判断**

運営本部は、緊急事案が発生した場合、事実関係を確認の上必要に応じて関係機関と協議を行い、大会の中断、順延、中止、避難及び再開等の対応を行う。

**(6) 最終判断者**

大会に係る緊急時対応の最終判断は、必要に応じて群馬県高体連事務局と協議し、開催競技専門部長が行う。

**(7) 報道機関への対応**

運営本部は、必要に応じて群馬県高体連事務局と協議し、速やかに報道提供資料を作成し、情報提供を行うとともに、報道機関からの問合せに対応する。

**(8) 個人情報の取り扱い**

個人情報の取り扱いについては、「群馬県高等学校体育連盟主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」に準拠して取り扱う。

## 2 大会等の中断・順延・中止等の決定

### 大会等の中断・順延・中止等の決定フロー

大会等の中断・中止等を検討しなければならない状況

- ・参加者等の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる事態が発生した場合または発生するおそれがある場合
- ・事件、事故等により大会等の運営に支障が生じる事態が発生した場合または発生するおそれがある場合

関係者招集・情報入手

#### 運営本部（現地对策会議）

競技専門部長、委員長、副委員長、等

報告 ※必要に応じて協議

緊急対応報告書（様式1）

#### 群馬県高体連事務局

会長、副会長、理事長、事務局長 等

（報告）

#### 群馬県教育委員会

態度決定

広報

HP 等を使い態度を周知

※事前に参加者に連絡方法を周知しておくこと

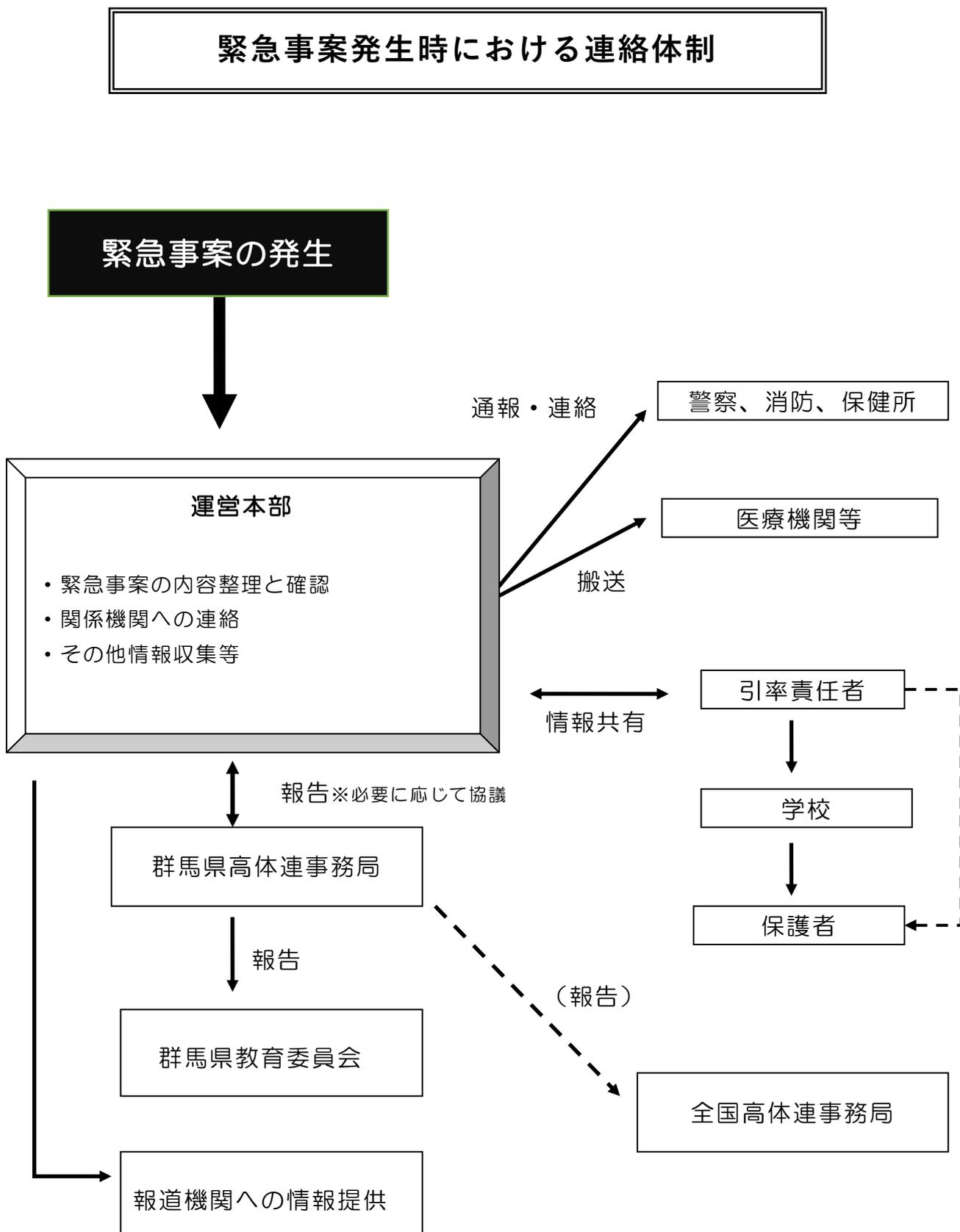
### 3 大会等実施の判断基準の目安

事象	対応	判断基準
荒天時	実施態度について検討、態度決定	事前に設定した時刻において、競技開催地域に大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の特別警報または警報が発表されている場合または発表が見込まれる場合や土砂災害警戒情報等が発令された場合
落雷	中断 (屋外競技)	・雷注意報が発表され、稲光が感知できる場合 ・積乱雲が成長し、厚い黒雲が頭上に広がり、雷鳴が聞こえる場合
	再開可	晴れ、うす曇りで、30分以上雷鳴や稲光を感知しなくなり、今後の予報を確認し、落雷の恐れが無くなったことが判明した場合
竜巻	中断 (屋外競技)	竜巻注意報が発表され、積乱雲が近づく兆候が確認された場合
	再開可	竜巻注意報の発表から当該情報の有効期間を経過し、あらためて竜巻注意報が発表されない場合
光化学オキシダント	中断 (屋外競技)	①警報、重大緊急警報が発令された場合 ②光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合
	再開可	〈①の場合〉警報が解除された場合 〈②の場合〉健康被害が光化学オキシダントによるものではないと判断された場合
微小粒子状物質 (PM2.5)	必要に応じ、実施態度を検討、態度決定	注意喚起情報がされた場合
地震	中断	・震度4以上が発生した場合 ・緊急地震速報が発表された場合 ・施設・設備に被害が発生した場合
	再開可	被害の発生が無く、施設・設備の安全が確認された場合
津波	中断 (臨海部)	①津波注意報以上が発表された場合 ②避難勧告・避難指示が発令された場合
	再開可	〈①の場合〉津波警報及び大津波警報が解除された場合 〈②の場合〉避難勧告・避難指示が解除された場合
なだれ	中断	なだれ注意報が発表された場合
	再開可	なだれ注意報の発表から当該情報の有効期間を経過し、改めて雪崩注意報が発表されない場合。
火災	中断・中止	火災が発生し、競技の続行が困難と判断される場合
	再開可	警察・消防を含め、運営本部において協議し、競技再開可能と判断される場合
爆破予告・ネット犯罪予告等・不審物発見	中断	①爆破予告、ネット犯罪予告等があった場合 ②不審物等が発見された場合
	再開可	警察・消防を含め、運営本部において対応を協議し、競技再開可能と判断される場合
全国瞬時警報システム (Jアラート)	中断	Jアラートによる情報伝達があった場合
	再開可	運営本部において対応を協議し、競技再開可能と判断される場合

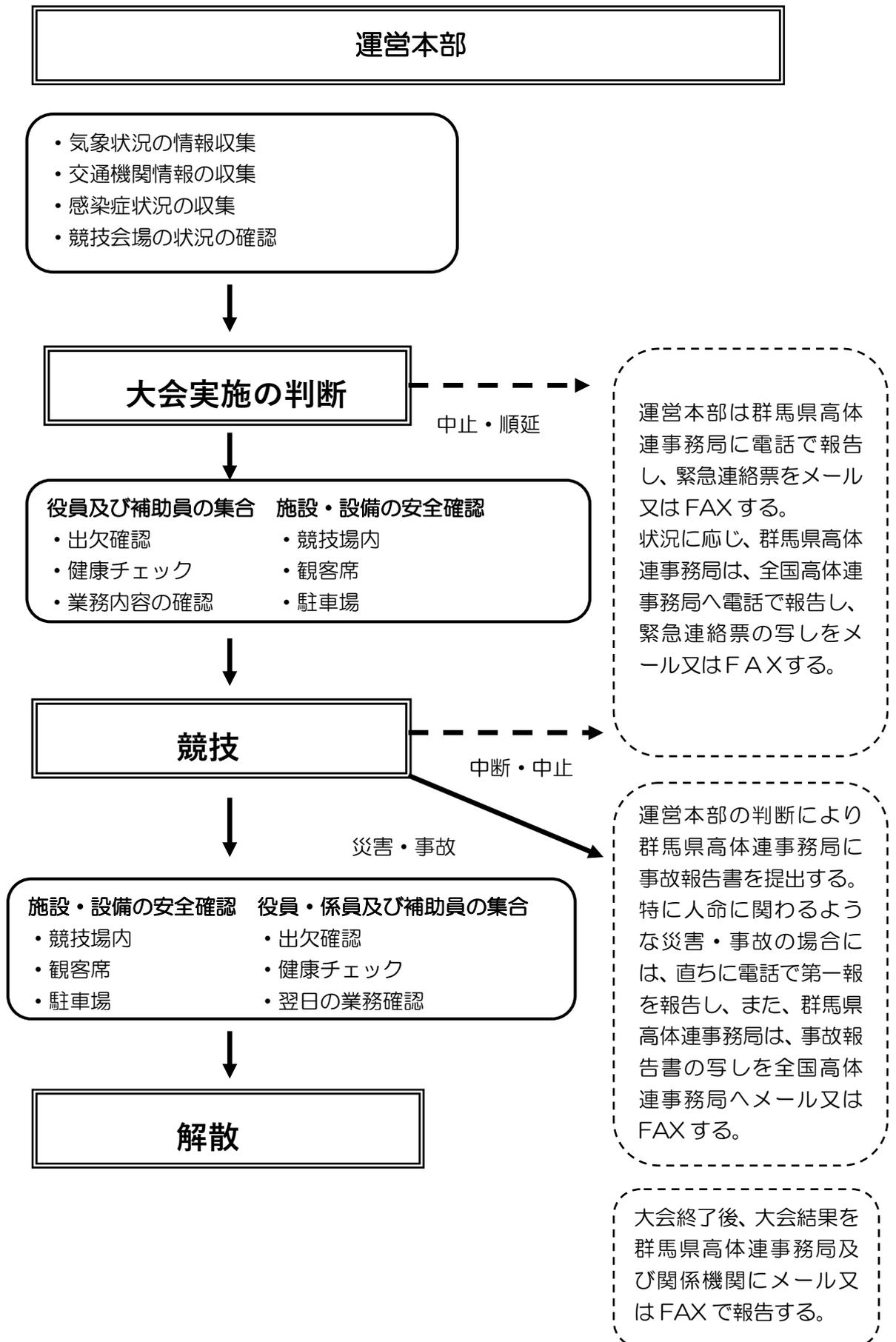
気象情報・交通情報等の入手方法（参考）

情報	情報元
気象・防災関連情報 (大雨・暴風・大雪・ 台風・地震・紫外線等)	気象庁ホームページ <a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
光化学オキシダント・ PM2.5	環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 <a href="http://soramame.taiki.go.jp/">http://soramame.taiki.go.jp/</a>
道路情報	日本道路交通情報センター <a href="http://www.jartic.or.jp/">http://www.jartic.or.jp/</a>
熱中症指数 (WBGT)	環境省熱中症予防情報サイト <a href="http://www.wbgt.env.go.jp/">http://www.wbgt.env.go.jp/</a>

#### 4 緊急事案発生時における連絡体制



## 5 1日単位の競技運営の流れ（実施フロー）



## 第2章 緊急事案発生時の対応

### 1 傷病者への対応

#### (1) 負傷

##### ① 救護係員の配置

運営本部は、救護所に救護係員（教員等）を配置し、負傷者の処置にあたる。（医師・看護師等がいる場合は協働して）

##### ② 応急手当の実施

負傷者が発生した場合、大会役員・係員は負傷者を救護所へ移送する。ただし、症状により負傷者を動かさない場合はその場で手当を行う。会場内救護所では応急手当のみを行う。

##### ③ 傷病者の搬送

負傷者の症状により医療機関への搬送が必要と認めた場合、救護係員は運営本部と協議し、直ちに消防機関に通報を行う。

負傷者を医療機関に搬送する場合、救護係員は、負傷者等（傷病者とその同行者）の氏名と連絡方法等を聴取する。なお、負傷者の受診後の状況及び処置結果を運営本部へ連絡するよう同行者に依頼する。

##### ④ 負傷者の記録と報告

負傷者を搬送した場合、または、医師、看護師等の処置を受けた場合、運営本部は群馬県高体連専門部長の判断により「事故報告書」（様式2）に必要事項を記載し、速やかに群馬県高体連事務局に報告する。ただし、生命に危険があると判断される場合には、直ちに電話で報告する。状況に応じ、群馬県高体連事務局は、全国高体連事務局に電話で報告し、報告のあった「事故報告書」（様式2）の写しをメール又はFAXで送付する。

#### (2) 熱中症

##### ① 予防啓発と対策

運営本部は、大会の開催前に常任委員会議や監督会議等を通じて選手等の体調管理の指導を促すとともに、大会のプログラム、会場内の掲示物や放送等を活用し、参加者等への指導・啓発に努める。

##### ② 発生時の対応

熱中症の疑いがある参加者等が発生した場合、運営本部は「緊急対応報告書」（様式1）に沿って同様に対応する。

#### (3) 感染症（はしか、インフルエンザ等）

##### ① 予防啓発

運営本部は、大会の開催前に常任委員会議や監督会議等を通じて選手の体調管理の指導を促すとともに、大会のプログラムや会場内の掲示物等を活用し、大会の参加者等への啓発に努める。

##### ② 発生時の対応

感染症の疑いがある参加者等が発生した場合、運営本部は「緊急対応報告書」（様式1）に沿って同様に対応する。また、感染の拡大を防ぐために、感染症の疑いがある参加者等を他の参加者等から隔離する。

#### (4) 食中毒

##### ① 予防啓発と対策

運営本部は、大会の開催前に常任委員会議や監督会議等を通じて選手の衛生管理の指導を促すとともに、大会プログラムや会場内の掲示物等を活用し、参加者等への指導・啓発に努める。

##### ② 昼食の喫食環境及び時間の徹底

運営本部は、配宿業者等と共同して、弁当配付の際の手洗いの励行、弁当を直射日光下に放置しないこと、喫食時間を守ることなどの徹底を求める。

##### ③ 食中毒（疑いを含む）発生時の対応

参加者等に嘔吐・発熱・下痢等を訴える者が複数名発生するなど、食中毒発生が疑われる場合、運営本部は「緊急対応報告書」（様式1）に沿って同様に対応する。また、管轄の保健所へ第一報を入れ、その指示に従う。

## 2 自然災害に対する対応

### (1) 荒天

#### ① 実施態度決定時刻・連絡方法の設定

運営本部は、大会の開催の可否について事前に実施態度を決定する時間や連絡方法を決定しておく。

#### ② 情報収集

運営本部は、テレビ・ラジオ・インターネット等により大雨、大雪、暴風等の警報や台風等の気象情報を確認・収集する。

#### ③ 発生時の対応

実施態度決定時刻に大雨、洪水、暴風又は大雪等に関する特別警報又は警報や土砂災害警戒情報が発表・発令されている場合若しくは、発表されることが予測される場合、交通機関の運休状況や参加者等の安全等を考慮し、運営本部は実施等の態度を決定する。また、大会を実施した場合においても、上記のような場合には、再度検討を行い、実施態度を決定する。

※決定に係る基本的な考え方はP3～P5のとおり。

#### ④ 実施態度の周知

大会の中断・中止及び順延が決定した場合、事前に決定していた連絡方法で参加者に周知する。

### (2) 地震

#### ① 緊急地震速報への対応

緊急地震速報が発表された場合、一時中断するとともに、参加者等に対して注意喚起を行う。

#### ② 発生時の対応

震度4以上の地震が発生した場合、運営本部は大会を一時中断し、被害状況の把握と施設の安全確認を行う。被害が確認された場合には、大会の中止を含めて対応を協議し、態度を決定する。その間、参加者等に対して適切な情報提供に努める。

#### ③ 施設破損時の対応

地震により施設が破損した場合、又は、危険と判断される場合、運営本部は、施設管理者と協働して立入り制限など、必要な措置を行う。なお、建物が倒壊す

る疑いがあるなど直ちに避難が必要と判断される場合は、運営本部が指定する避難場所へ案内誘導する。

#### ④ 火災発生時及び傷病者発生時の対応

地震により火災が発生した場合や傷病者が発生した場合は、「緊急対応報告書」(様式1)に沿って対応する。

※ いずれの場合も、参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

震度4以上の地震発生時又は緊急地震速報発令時のアナウンス(例)

ただいま地震が発生しました(緊急地震速報が発表されました)ので、大会を一時中断します。揺れに備えて防衛姿勢をとってください。現在、係員が状況を確認していますので、指示があるまでそのままお待ちください。なお、出入口に殺到すると非常に危険ですので、係員の指示にしたがって落ち着いて行動してください。

大会を中断し避難を行う場合のアナウンス(例)

先ほど発生した地震の震度は〇と推定されます。大会を一時中断し、ただいまから避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって避難を開始してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいよう、ご協力をお願いします。

施設の安全が確認され、避難せずに再開する場合のアナウンス(例)

先ほど発生した地震の震源地は〇〇、震源の深さは約〇km、地震の規模を示すマグニチュードは〇〇と推定されます。施設の安全が確認されましたので、これから再開します。

### (3) 火災

#### ① 施設の消火器、消火栓の位置確認

運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、消火器や屋内消火栓の所在と使用方法を確認する。

#### ② 未然防止と通報体制の整備

運営本部は、火災の発生を認知した場合の対応について係員に周知し、万一の際には大声で周囲の人に注意を呼びかけ、非常ベル等により運営本部及び施設管理者に直ちに通報することを徹底する。

#### ③ 発生時の通報と安全確保

火災発生時の通報があった場合、運営本部は消防機関と連絡をとり、大会を一時中断する。参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

避難を行う場合のアナウンス(例)

施設内で火災が発生しています。大会を一時中断し、ただいまから避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって落ち着いて避難してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいら

っしまいましたら、助け合ってくださいますようご協力をお願いします。

#### ④ 初期消火の対応

運営本部は、施設管理者と協力して、消火器、屋内消火栓等を使用して初期消火を行う。また、消防車等の緊急車両の入場動線を確保し、消防隊員が到着した場合は、消火活動を引き継ぐ。ただし、自身の安全を確保した上で消火活動に当たること。

#### ⑤ 施設破損時の対応

火災により施設が破損した場合、又は、危険と判断される場合、運営本部は、施設管理者と共同して立入り制限など、必要な措置を行う。

#### ⑥ 傷病者発生時の対応

火災により負傷者が発生した場合、運営本部は「緊急対応報告書」(様式1)に沿って対応する。

#### ⑦ 再開の判断

運営本部は、被害の状況を確認し、大会の再開又は中止について決定する。

### 3 会場での対応

#### (1) 不審物等

##### ① 爆破予告等の電話やインターネットへの書き込みの対応

電話を受信した場合は、その内容をメモした上で、直ちに現地警察署に通報する。電話機に録音機能がある場合は通話内容を録音する。また、大会の運営を妨害するようなインターネットへの書き込みや書類の郵送があった場合も直ちに所轄警察署に通報する。

##### ② 発見した場合の対応

会場で不審物や危険物を発見した場合は、触らず・動かさず・近づかず、直ちに所轄警察署に通報し、処理を専門家に委ねる。運営本部は、施設管理者と共同して立入り制限など、必要な措置を行う。

##### ③ 負傷者発生時の対応

負傷者が発生した場合、運営本部は「緊急対応報告書」に沿って対応する。

##### ④ 大会の中断

大会の会場に危険が及ぶと判断される場合、運営本部は大会を一時中断する。参加者等への情報提供を迅速かつ的確に行い、パニックの発生を抑え、被害を最小限に止めるように努める。

##### ⑤ 再開の判断

運営本部は、状況を確認し、大会の再開又は中止について決定する。

#### 大会を中断し避難を行う場合のアナウンス (例)

ただいま施設内に不審物が持ち込まれている疑いが判明しました。万が一に備え、皆様の安全のため大会を一時中断し、ただいまより避難していただきます。係員が誘導しますので、その指示にしたがって落ち着いて避難を開始してください。なお、お身体の不自由な方、ご高齢の方、お子さまなどがいらっしゃいましたら、助け合ってくださいますよう、ご協力をお願いします。

## (2) 交通事故

### ① 発生の未然防止

参加者等の交通輸送に際し、実施時間の前後など、会場地周辺が混雑すると想定される時間帯には、運営本部は駐車場係など必要な人員を配置し、交通整備を行う。

### ② 会場（敷地内を含む）における事故への対応

運営本部は、会場地において役員や参加者等大会関係者の交通事故等を認知した場合は、直ちに所轄警察署に通報を行うとともに、負傷者が発生した場合は「緊急対応報告書」（様式1）に沿って対応する。

### ③ 会場外における事故への対応

役員や参加者等大会の関係者の交通事故の発生について外部から連絡を受けた場合、運営本部は事故状況をなるべく正確に聞き取り、対応を運営本部で協議する。

## (3) 撮影

運営本部は、必要に応じて参加者等の立入りエリア制限や報道用撮影許可エリアを設定し係員、警備員等による会場内外の警戒を行う。以下の場合、不審者（またはその疑い）と判断し、注意喚起・内容確認等を行う。

- ・撮影許可を取得せず報道用撮影許可エリアで撮影を行っている者
- ・一般観覧者から通報があった場合
- ・演技等の妨げになる場合

注意喚起や、内容確認の依頼を行ったが従わない場合、または、撮影内容がふさわしくないと判断した場合は、現地警察署に通報を行い、協力を要請する。

## (4) 一般観覧者等とのトラブル

一般観覧者同士、または地域住民とのトラブルが発生した場合、運営本部は、現場の様子を確認の上で臨機応変に対応し、必要に応じて所轄警察署に通報を行い、協力を要請する。

## (5) 禁止行為等

### ① 会場内で持込禁止物を発見した場合

設定済みの「持込禁止物」を発見した場合は、口頭により注意を行い、必要に応じて持込禁止物品を大会本部で預かり、大会終了後に引き渡す。

### ② 禁止行為を発見した場合

会場内において、「禁止行為」を行った者又は行う疑いのある者を発見した場合は、口頭により注意を行う。注意に従わない者がいる場合やその行為が悪質又は重大な事態に発展すると判断される場合は、単独では行動せず、運営本部に連絡し、運営本部から必要に応じて所轄警察署に通報を行い、協力を要請する。

## 4 避難誘導への対応

### (1) 避難経路の確認

運営本部は、あらかじめ施設管理者と協議し、避難経路、非常口、避難場所の確認

を行う。

## **(2) 避難誘導方法の周知と体制の整備**

運営本部は、避難誘導方法について係員に周知し、以下の諸点に注意して参加者等を迅速かつ安全に誘導できる体制を整える。

- ・避難経路図に基づいて、直近の非常口又は安全な非常口に誘導する。
- ・非常口や階段に避難者が殺到すると危険なので、落ち着いて順序良く避難させる。
- ・誘導は大きな声で、焦らず冷静に、避難の方向及び非常口を明確に指示する。
- ・火災で煙の発生している通路等を避難する際は、ハンカチ等を口にあて、煙を吸わないように低い姿勢で避難させる。
- ・避難する際は、大きな荷物を持つての避難は行わせない。
- ・避難には、エレベーターを使用させない。
- ・避難の際は、消防活動等の妨げにならないようにさせる。
- ・一旦、場外へ避難した者は、指示があるまで場内には入らせないようにする。
- ・係員は、各担当箇所での避難が完了したことを確認した上で避難する。その後、避難場所へ集まり、避難状況を報告し、指示を受ける。

## **5 報道機関への対応**

### **(1) 報道対応への体制づくり**

運営本部は、必要に応じて群馬県高体連事務局と協議の上、報道提供資料を作成し、報道機関に対応する。なお、情報が錯綜しないよう、あらかじめ報道対応責任者を決め対応する。

### **(2) 個人情報の取扱い**

個人情報の取り扱いについては、「群馬県高等学校体育連盟主催大会における個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」に準拠して取り扱う。

## 第3章 緊急事案発生後の対応

### 1 事故報告書の作成・事故後の対応

#### (1) 事故報告書

大会中における事故については、骨折等の大けがや救急搬送をした場合は、専門部長の判断により、その詳細を「事故報告書」(様式2)にて群馬県高体連事務局へ提出する。ただし、生命の危険がある事故等、緊急を要する場合には直ちに群馬県高体連事務局に電話で報告するとともに、事故報告書を提出する。なお、群馬県高体連事務局は、全国高体連事務局に同様の対応をする。

#### (2) 負傷者への対応

運営本部は事故後も負傷者の立場に立った誠意ある対応をし、生徒の事故の場合には、当該校を通じ保護者・家族へ丁寧な説明を行う。

### 2 事故原因の究明及びマニュアルの評価改善

#### (1) 事故の原因究明

事故が発生した経緯(事実関係の整理)を正確につかみ、事故が発生した原因を究明すると共に、大会運営上の問題点が無かったか確認する。

#### (2) 危機管理マニュアル等の評価改善

大会等終了後、危機管理マニュアル及び専門部における運営マニュアル等の見直しを図り、適正な運営ができるように努め、次年度開催に引き継ぐ。



様式 2

# 事 故 報 告 書

報告時間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( ) \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

大会名			
発生日時	月 _____ 日 ( ) _____ : _____ 頃		
発生場所			
報告者	氏名	携帯	
	役職 :		
事故者	学校名	高等学校	学年
	ふりがな 氏名	年齢 ( ) 歳	
	区分 (○で囲む)	①選手 ②監督 ③コーチ ④審判・役員 ⑤補助員 ⑥選手等の応援者(保護者含) ⑦一般観客 ⑧その他 ( )	
発生状況			
発生後の 処置及び 症状	※医療機関を受診した場合には医療機関名を記入		
送信先	群馬県高体連事務局 TEL : 027-224-5046 FAX : 027-221-9606 e-mail: g-ktr@eagle.ocn.ne.jp		

**※群馬県高体連事務局へ、FAXまたはメールで送信すること。ただし、生命の危険を伴うような緊急の場合には直ちに電話で第一報を入れること。**

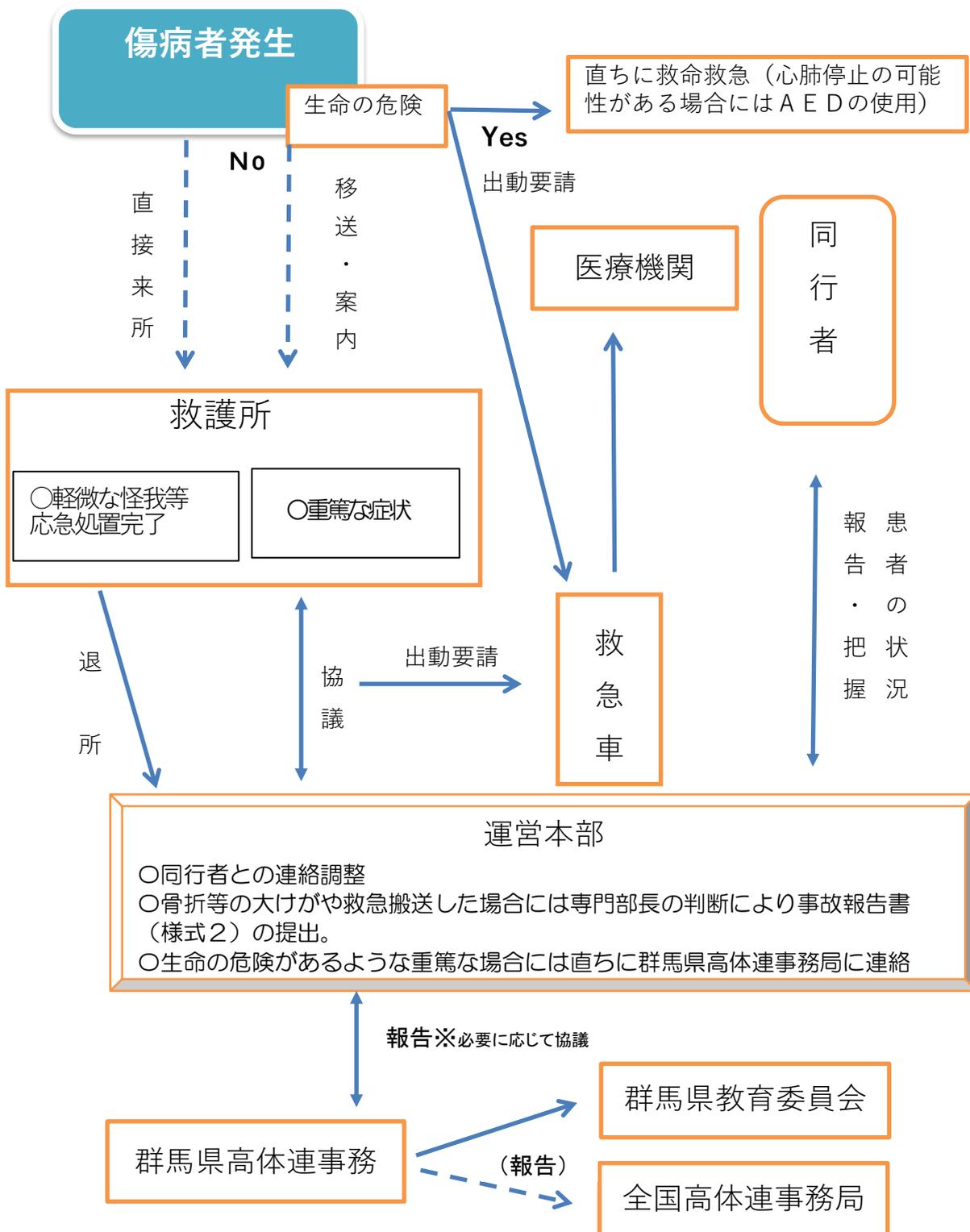
【緊急発生時の報告用紙】 多数の場合 添付用紙

No.	氏名	性別	年齢	区分※	住所	所属	連絡先
1		男・女	歳				
2		男・女	歳				
3		男・女	歳				
4		男・女	歳				
5		男・女	歳				
6		男・女	歳				
7		男・女	歳				
8		男・女	歳				
9		男・女	歳				
10		男・女	歳				

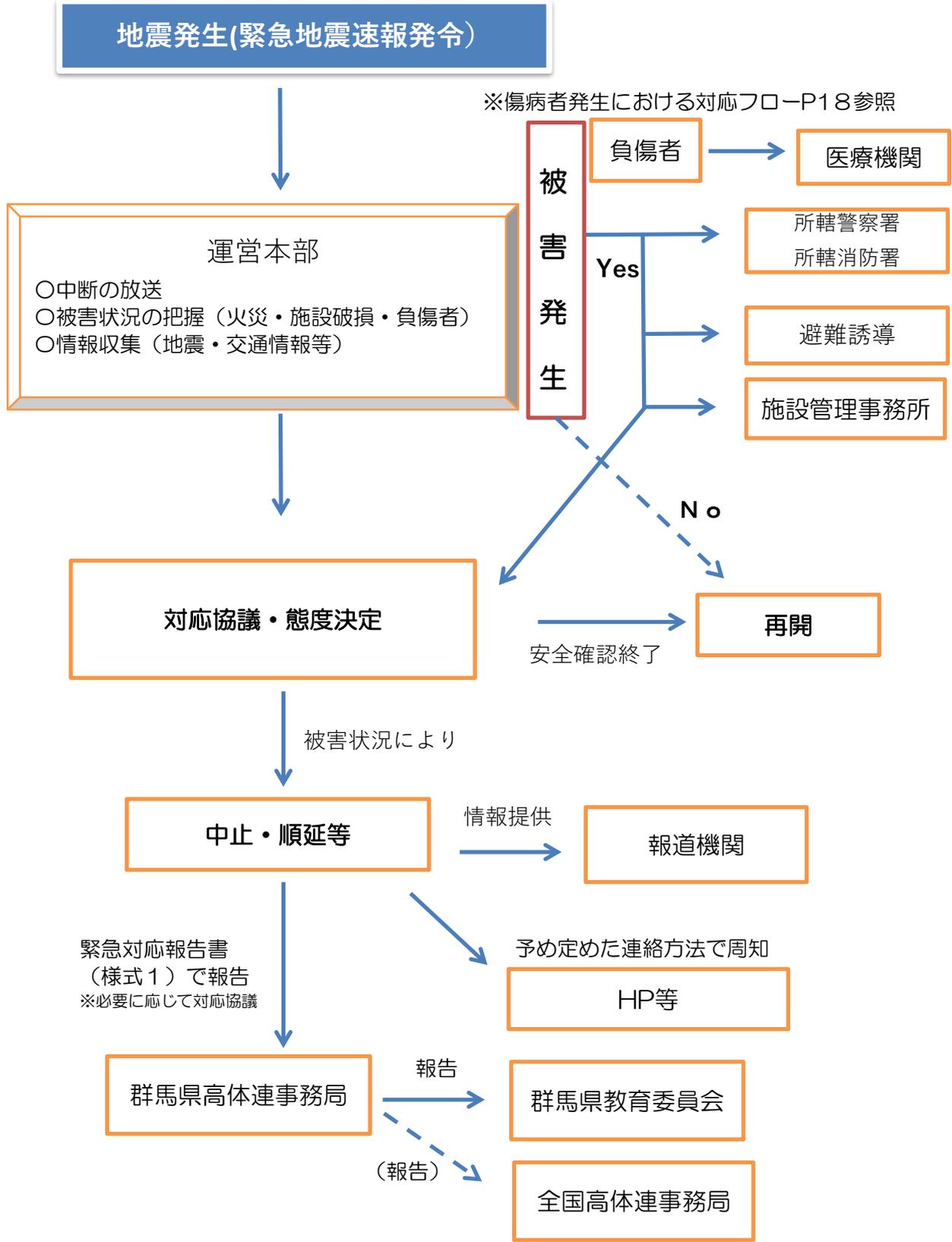
※(区分) ①選手 ②監督 ③コーチ ④審判・役員 ⑤補助員 ⑥選手等の応援者(保護者含) ⑦一般観客 ⑧その他

# 事象別対応のフローチャート

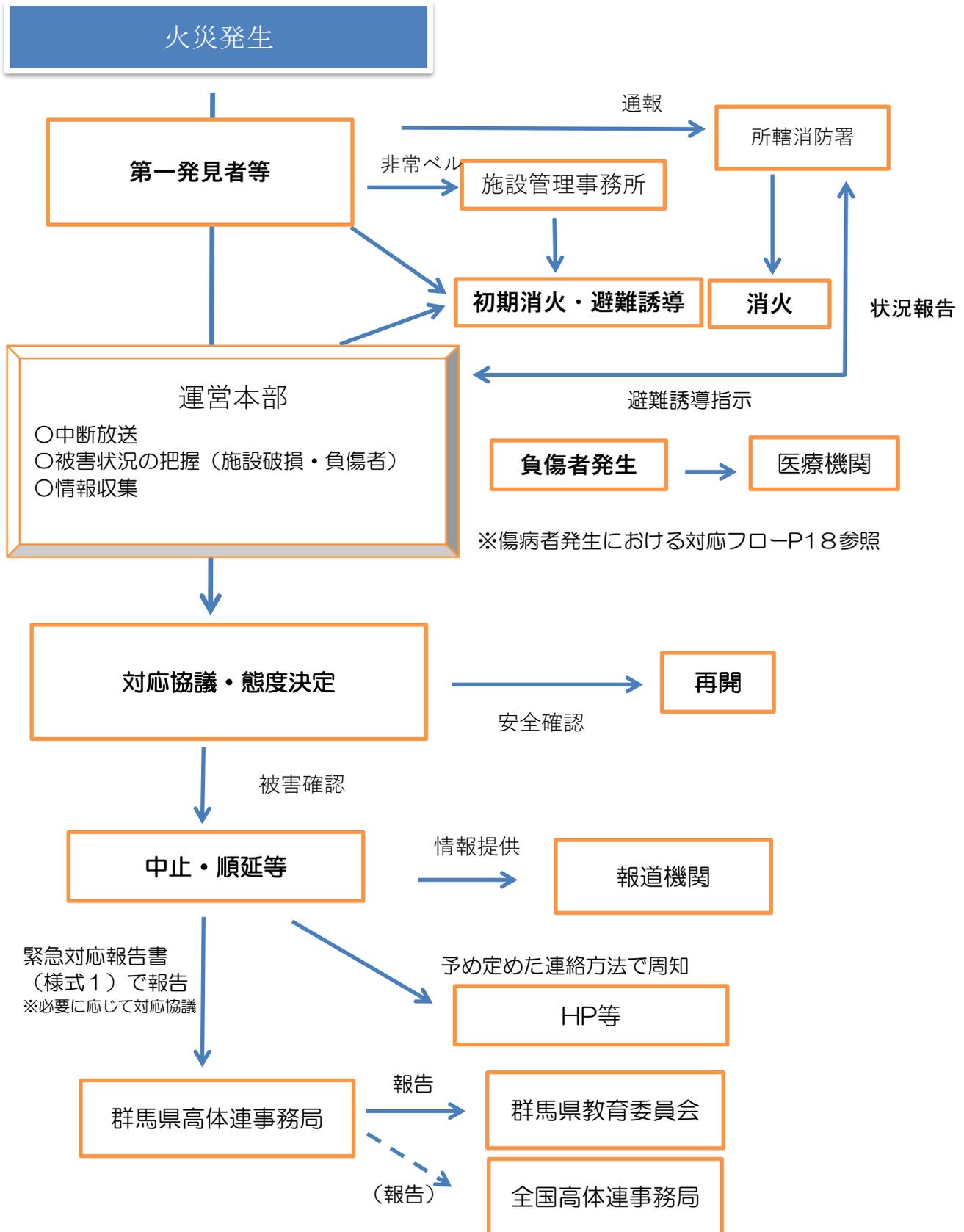
## 傷病者発生における対応フロー



# 地震(震度4以上)における対応フロー

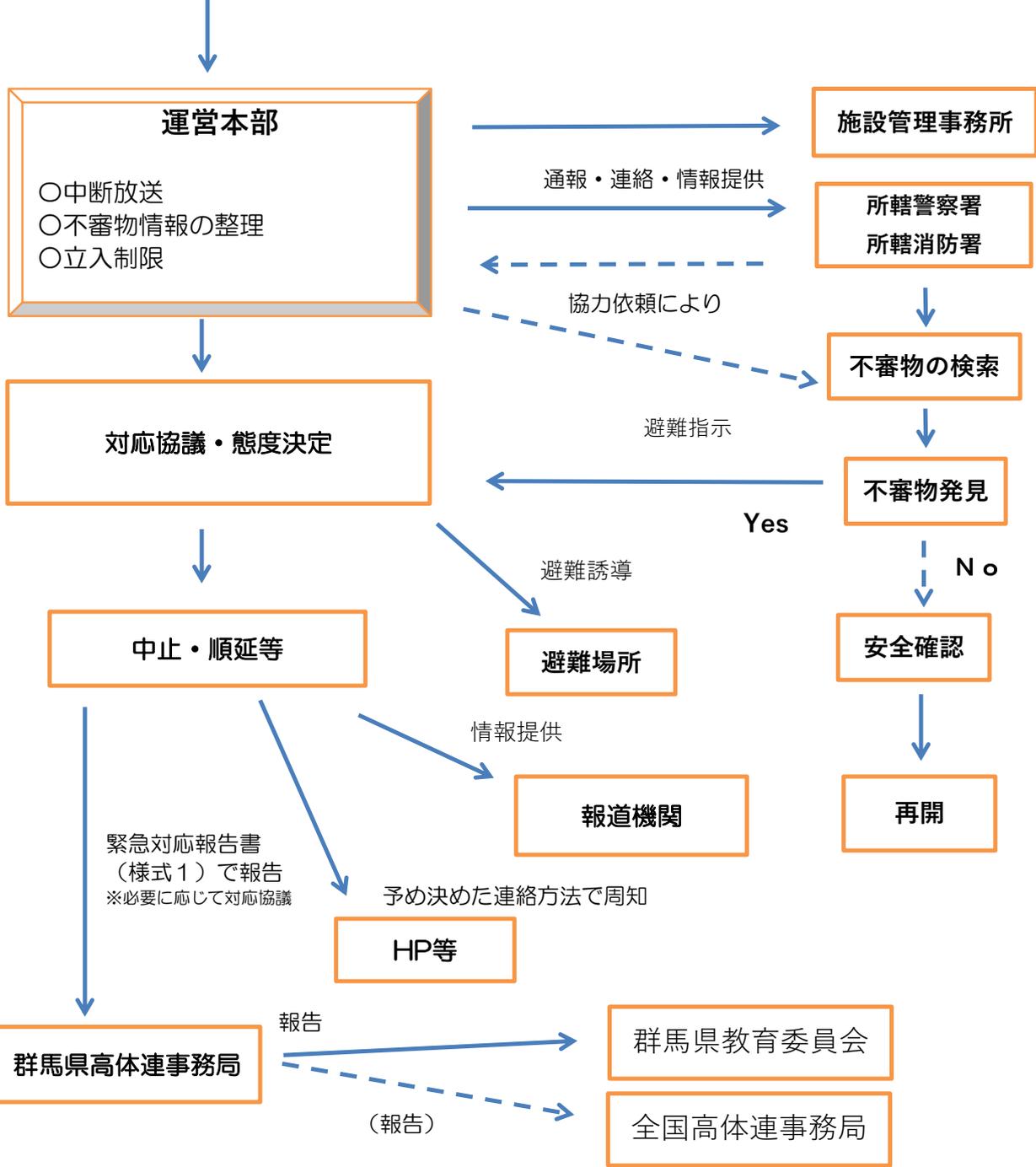


# 火災における対応フロー



# 不審物等における対応フロー

不審物情報入手・不審物発見



## 大会会場等における持込禁止物品・禁止事項（参考）

### <持込禁止物品>

- (1) 鉄砲、準空気銃及び模造拳銃
- (2) 刀剣類、模造刀剣類、包丁、ナイフ類、農具類、カッターナイフ、カミソリ、ハサミ、針その他の鋭利な物
- (3) 毒物、劇物その他の有害な物質
- (4) 爆発物、火薬、照明弾、発煙筒（車載用発炎筒を除く）、爆竹、花火、油類その他の可燃性の危険物
- (5) 石、弓矢、吹矢、材木、鉄パイプ、工具類、チェーン、スタンガンその他の凶器として使用されるおそれのある物
- (6) ラジコン、無人航空機（いわゆるドローン等）
- (7) ボール類、ブーメランその他投てきにより運営を妨げ、又は他人に危害を加えるおそれのある物
- (8) 大会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり、風船、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図画その他の印刷物
- (9) 酒類
- (10) 塗料類
- (11) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート及びローラー付きシューズその他の通行に危険を及ぼすおそれのある物
- (12) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン及び小型ラジオを除く）
- (13) 動物類（身体障がい者補助犬を除く）
- (14) 投光器、レーザーポインター等、競技者の視覚を奪いプレーに支障を与える物
- (15) その他、迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある物

### <禁止行為>

- (1) 立ち入りを制限又は禁止された場所に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 文書、図画その他の印刷物を頒布し、又は掲示すること。
- (3) 通行の妨げとなる行為又は示威行動若しくはけん騒な行為をすること。
- (4) 宣伝、勧誘、署名、演説、集会、布教、売店の設置その他営業行動等を行うこと。
- (5) テント、小屋その他工作物を設置すること。
- (6) 焚き火、電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。
- (7) 施設、設備、機器等を汚損若しくは破損させ、又はみだりに操作すること。
- (8) 施設又は設備に施された錠、封印、テープ等を損壊、開封又は改変すること。
- (9) 大会運営若しくは進行を妨げ、又はそのおそれのある大音響を発すること。
- (10) 所定の場所以外において喫煙し、又はごみその他汚物を廃棄すること。
- (11) アルコール若しくは薬物その他物質により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (12) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発し、若しくは入場者等に面会を強要すること。
- (13) 所定の場所以外へ自転車若しくは二輪車等の車両を乗り入れ、又は駐輪すること。
- (14) その他大会等における秩序の保持と円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

# 群馬県高等学校体育連盟主催大会における個人情報 及び肖像権に関わる取り扱いについて

群馬県高等学校体育連盟

群馬県高等学校体育連盟は、大会参加申込書を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

- 1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い
  - (1) 大会プログラムに掲載されます。
  - (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
  - (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。
- 2 競技結果（記録）等の取り扱い
  - (1) 群馬県各競技専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
  - (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
  - (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、群馬県高等学校体育連盟が作成する大会報告書（以下「報告書」という。）に掲載されることがあります。
  - (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降のプログラムに掲載されることがあります。
- 3 肖像権に関する取り扱い
  - (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
  - (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
  - (3) このほか、群馬県高等学校体育連盟の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。
- 4 群馬県各競技専門部としての対応について
  - (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
  - (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
  - (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問は、群馬県高等学校体育連盟事務局または大会を開催する群馬県高等学校体育連盟各競技専門部までご連絡下さい。